

残留農薬等に対する食品衛生監視指導

厚生労働大臣が定める「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(法第22条)に基づき、

国内に流通する食品

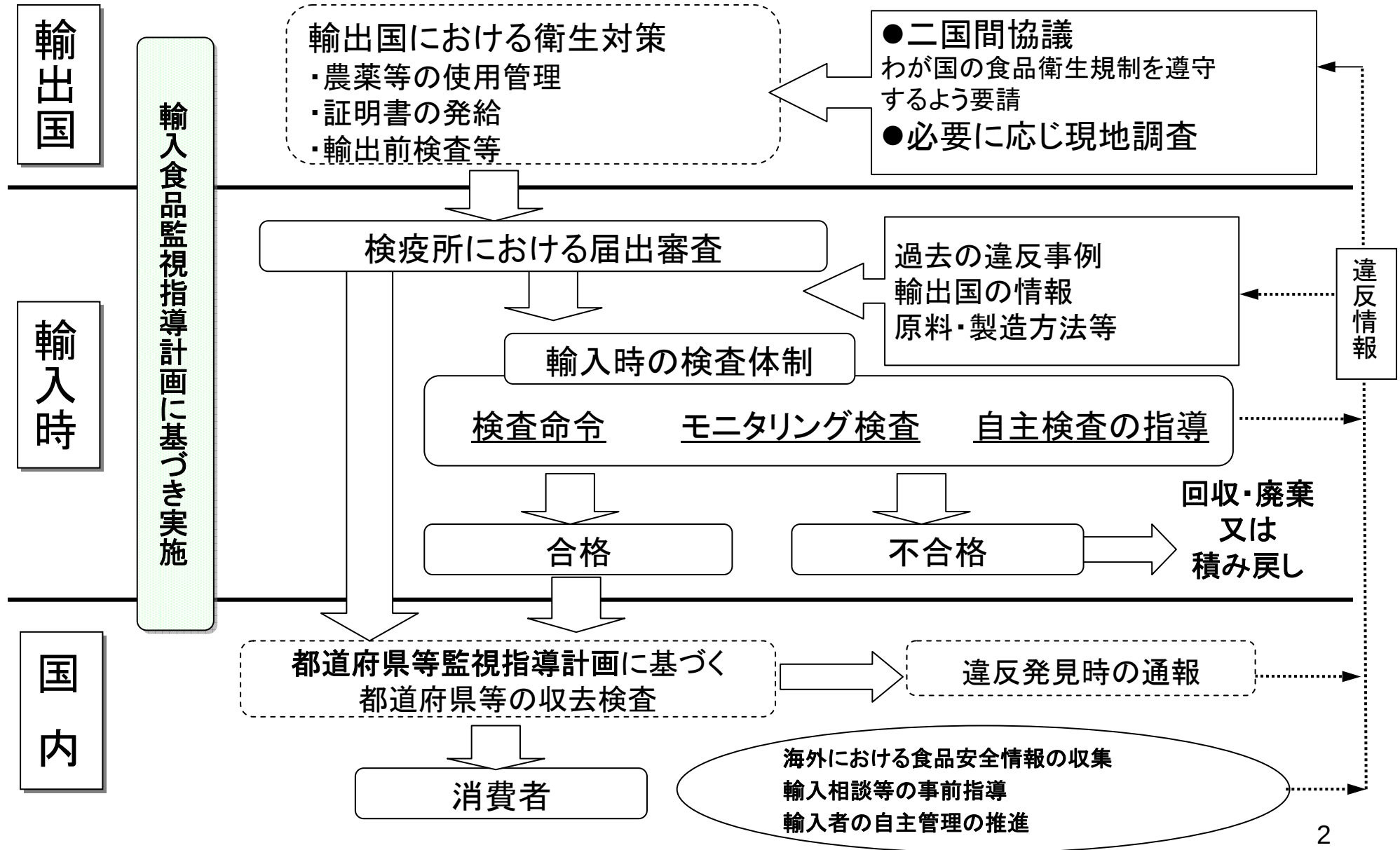
都道府県等食品衛生監視指導計画(法第24条)

我が国に輸入される食品

輸入食品監視指導計画(法第23条)

検査の結果、基準を超える農薬等が検出された場合、当該ロットが販売禁止等の措置(法第54条)の対象となる。

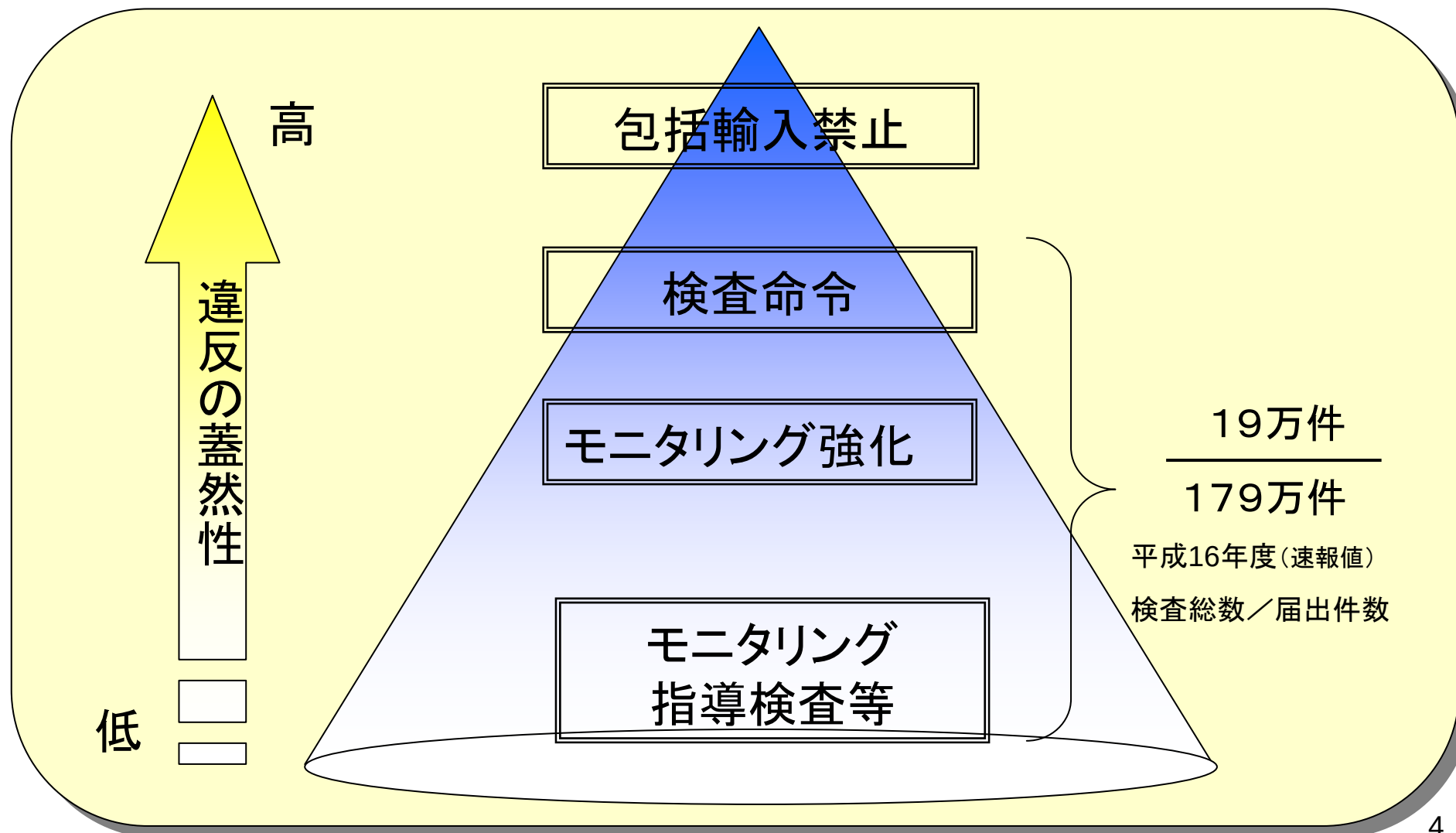
輸入食品の監視体制等の概要



輸入者に対する基本的指導事項

	輸入時における 危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時の 確認事項
食品等一般 (共通事項)	・規格基準不適合 (清涼飲料水、食肉 製品、冷凍食品等)	・製造工程、製品に 使用されている原 材 料及び添加物の正確 な名称・割 合等の生 産・製造者への確認	・製造工程、原材料等 に変更がないこと ・定期的な試験検査に よる成分規格等の適合 の確認	・保存基準の遵守 ・事故の有無
農産物及びそ の加工品	・残留農薬 (生鮮品、簡易加工 品等)	・農薬の使用状況	・収穫前、収穫後にお ける農薬の適正な用法、 用量の遵守 ・定期的な試験検査に よる残留農薬の確認	・収穫後における 農薬の使用の有無
畜産物及びそ の加工品	・残留動物用医薬 品、飼料添加物	・動物用医薬品、飼 料添加物の使用状況	・動物用医薬品、飼料 添加物の適正な用法、 用量、休薬期間等遵守	

輸入時の検査体制の概要



違反が判明した場合の対応

- 違反食品が国内流通
→関係の都道府県等と連携し、販売禁止等の措置
(国と都道府県等との役割の明確化)
- 都道府県等により違反輸入食品の発見
→当該情報に基づき輸入時の検査強化
- 違反のあった輸入者に対する措置
 - ✓原因究明の調査、再発防止対策
 - ✓同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁・停止
- 輸入食品の違反情報の公表(ホームページ)

農産物中の残留農薬検査結果 (平成12・13年度)

(平成12年度)

総検査数 467,181件

検出数 2,826件(0.6%)

内、基準を超える件数 74件(0.03%)

(平成13年度)

総検査数 531,765件

検出数 2,676件(0.5%)

内、基準を超える件数 29件(0.01%)

平成 1 2 年度及び平成 1 3 年度残留農薬調査結果と暫定基準（第 2 次案）等との比較

調査年度	国産・輸入の別	基準超過が見つかった農薬・農作物の組み合わせ	基準超過となった基準の種類 注 1	基準超過が見つかった農薬・農作物の組み合わせ	検査実施件数中の基準超過率 (超過件数/検査件数) 注 2
平成 1 2 年度	国産	34	一律基準	19	0.02% (54/231,166)
			コーデックス	1	
			登録保留基準	6	
			海外基準	2	
			現行基準	6	
	輸入	17	一律基準	9	0.05% (126/236,015) (補正) 0.01% (30/236,015)
			コーデックス	3	
			登録保留基準	2	
			海外基準	3	
			現行基準	0	
平成 1 3 年度	国産	30	一律基準	20	0.02% (40/225,071)
			コーデックス	1	
			登録保留基準	5	
			海外基準	2	
			現行基準	2	
	輸入	32	一律基準	23	0.15% (450/306,694) (補正) 0.02% (58/306,694)
			コーデックス	4	
			登録保留基準	2	
			海外基準	3	
			現行基準	0	

注 1) 一律基準を仮に 0.01 ppm とした場合。

注 2) (補正) は、超過件数の約 8 割を占める組み合わせを除いた場合。

平成17年度上半期の輸入食品における残留農薬検出事例とポジティブリスト制度における基準値との比較

平成17年4月から、輸入時における残留に係るモニタリング検査を延べ205項目を実施。

○ 対象期間・食品

平成17年4月1日～9月30日

残留農薬検査を実施した食品（穀類、豆類、種実類、野菜果実、茶およびそれらの簡易な加工品）

○ 調査結果

推定されるポジティブリスト制度施行後の基準値超過件数 135件
（現行基準の違反21件を含む。）

（参考）

平成16年度輸入届出件数 179万件